

平成31年度 当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引上げに伴い、その引上げ分に係る地方消費税交付金は、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費へ充てるものとされています。

平成31年度一般会計当初予算においては、地方消費税交付金（社会保障財源分）を次のとおり社会保障施策経費へ充当しています。

(単位：千円)

款 項	平成31年度 当初予算額	財 源 内 訳					一般財源のうち 社会保障施策に要 する経費
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国道支出金	地 方 債	そ の 他		うち地方消費税交 付金（社会保障財 源分）の充当額	
3. 民生費	774,268	269,555	27,000	21,238	456,475	35,000	103,724
1. 社会福祉費	570,791	163,454	10,100	18,014	379,223	0	55,459
2. 児童福祉費	203,467	106,101	16,900	3,224	77,242	35,000	48,265
その他	10				10	0	
4. 衛生費	677,804	1,368	9,000	68,203	599,233	0	26,709
1. 保健衛生費	587,188	1,340	9,000	56,826	520,022	0	26,709
その他	90,616	28		11,377	79,211	0	
合計額	1,452,072	270,923	36,000	89,441	1,055,708	35,000	130,433